

下仁田町ウィズ・アフター
コロナ観光支援事業
申請の手引き

下仁田町商工観光課
令和4年10月1日

下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の回復を図るため、下仁田町に訪れるツアーを行う旅行会社に対して支援を行うことにより、町内への観光誘客の促進及び観光客の滞在時間の増加をはかることを目的とします。

補助対象者

旅行業法（昭和 27 年法律 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けた者であればどなたでも申請できます。

補助対象ツアー

次のすべてに該当する旅行が補助の対象となります。

- ① 下仁田町内の有料観光施設等（食事を含む）と無料観光施設等（散策を含む）をそれぞれ1か所以上利用するツアーであること。
- ② 貸切バスを利用した10名以上のツアーであること。
- ③ 新型コロナ感染予防について、具体的な対策がなされていること。
- ④ 令和4年10月1日から令和5年3月15日までに出発・終了する旅行であること。

※上記の要件に合致していれば、どのような内容の旅行でも補助対象となります。

- 例
- ・ 下仁田ネギ堀り体験とすき焼き御膳
 - ・ 荒船風穴見学＆神津牧場で体験ツアー
 - ・ 日帰りバスツアーで昼食立ち寄り＆道の駅しもにたで買い物
 - ・ 妙義山トレッキング＆荒船の湯で温泉

補助金額

補助金額は、貸切りバス1台につき、平日催行で5万円、土日祝日催行で3万円の補助となります。

補助金交付の条件

募集案内や旅程表などに、「下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金」を活用している旨を記載してください。

※その他、補助金の交付要件の詳細については、「下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

補助金交付の流れ

- 1 **交付申請** **郵送またはメールで交付申請書を提出してください。**
申請期日：出発日から起算して14日前（期日が土日祝日の場合は翌日）必着
 - ・下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・旅行実施計画書・行程表
 - ・旅行業登録票の写し
 - ・その他町長が認める書類
- 2 **交付決定** **申請内容が適切であれば、町より補助金交付決定通知書を交付いたします。**
- 3 **変更申請** **補助金額や申請事業に大幅な変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出してください。承認された場合、町より変更交付決定通知書を交付いたします。**
- 4 **補助旅行の実施** **交付を受けた内容に沿って、旅行を実施してください。**
 - ・参加者の検温や体調チェックを必ず行い、発熱や咳症状等の体調不良者は旅行参加を控えていただくなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてください。
 - ・旅行の記録写真を必ず撮ってください。（実績報告で使用します。）
必要写真 ＊使用バス車両、発着地及び町内立ち寄り施設
 - ・有料観光施設等は、領収書等の写しを提出してください。
- 5 **実績報告** **旅行が終了したら、1か月以内または令和5年3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。**
 - ・下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金実績報告書（様式第5号）
 - ・補助事業の実績行程表
 - ・補助事業の実績写真・有料施設等の領収書の写し
 - ・その他町長が認める書類
- 6 **補助金額の確定** **報告内容が適切であれば、補助金額確定通知書を交付します。**
- 7 **補助金の支払** **補助金が確定したら、「下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金交付請求書（様式第7号）」を提出してください。**
補助金の振り込みに2週間程度を要します。

緊急事態宣言/まん延防止等重点措置適用時等の取り扱い

新型コロナウイルスの感染防止に伴い、下仁田町または旅行の発着地点が所在する市町村が、「緊急事態宣言の発令」、「まん延防止等重点措置」等の適用を受けた場合、本補助金の取り扱いは次のとおりとなります。

既に交付決定を受けた旅行について

交付決定の取り消しはありませんが、感染拡大に十分に配慮した上で旅行を計画してください。感染拡大状況によっては、旅行の延期や中止などについても検討をお願いします。

※なお、旅程延期の場合は、交付決定期間を延長できますが、旅行中止の場合は、キャンセル料補填等の措置はありません。

町への交付申請の提出について

緊急事態宣言その他措置等の適用期間中は町では交付申請書の受領をいたしません。

交付申請書を提出済みで、交付決定を受ける前の旅行について

町が交付申請をお預かりしている場合でも、緊急事態宣言その他措置等の適用期間中は、補助金の交付決定はいたしません。

補助金申請相談/下仁田町内の観光に関する相談窓口

補助金申請書類の記入方法や下仁田町内の観光地紹介、立ち寄り店舗の斡旋、その他町内観光のご相談については、以下の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口 下仁田町役場商工観光課 ☎ 0274-64-8805 fax 0274-82-5766

窓口時間 8:30~17:15 休業日 土日祝日

補助金申請書類の提出窓口

作成した補助金申請書類は、下仁田町商工観光課まで提出してください。

提出先 下仁田町役場 商工観光課（郵送またはメールで提出）

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682

Mail kankou@town.shimonita.lg.jp

☎ 0274-64-8805 fax 0274-82-5766